

三重県道路公社定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この法人は、三重県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効果的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 この法人は、三重県道路公社（以下「公社」という。）という。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、三重県とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社は主たる事務所を三重県津市に置く。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、三重県公報に掲載して行う。

第2章 役員及び職員

(役 員)

第6条 公社に、役員として、理事長1名、理事5名以内及び監事2名以内を置く。

(役員職務及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、公社の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要あるときは、理事長、国土交通省中部地方整備局長又は、三重県知事に意見を提出することができる。この場合において国土交通省中部地方整備局長に意見を提出したときは、遅滞なくその内容を三重県知事に報告しなければならない。

(役員任命)

第8条 理事長及び監事は、三重県知事が任命する。

2 理事は、理事長が三重県知事の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし補欠の役員任期は、残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

(役員兼任の禁止)

第10条 理事長又は理事は監事を、監事は理事長、理事を兼ねることができない。

(職員の任命)

第11条 公社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の兼職の禁止)

第12条 役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

第3章 理 事 会

(設置及び構成)

第13条 この道路公社に、事業運営に関する重要事項を審議するため、理事会を置く。

2 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。

(招 集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の半数以上の者若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して請求があったときすみやかに理事長が招集する。

2 理事会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(運 営 等)

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 理事長は、理事会審議結果を受けて公社の最終意思決定を行なう。

5 監事は、出席して意見を述べることができる。

(書面表決等)

第16条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって意見、可否を回答し、その回答をもって理事会出席に代えることができる。

2 理事長は、前条の規定にかかわらず、急を要する事項または軽易な事項については、理事に対し書面により意見、可否を求め、その回答をもって理事会開催に代えることができる。

(審議事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会審議事項とする。

- (1) 定款又は業務方法書の変更
- (2) 毎事業年度の事業計画、予算及び資金計画
- (3) 毎事業年度の財務諸表及び決算報告書
- (4) 理事長の指定する規程等の制定及び改廃
- (5) その他、道路公社の運営上理事長が重要と認める事項

第4章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第18条 公社は、第1条の目的を達成するために次に掲げる業務を行う。

(1) 三重県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路(道路法(昭和27年法律180号)第3条に規定する道路のうち高速自動車国道を除く。以下第15条において同じ。)の新設、改築、維持、修繕、道路法第13条第1項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。

(2) 国、地方公共団体、中日本高速道路株式会社、もしくは他の道路公社(以下「国等」という。)の委託に基づき前号の道路の管理と密接な関連のある道路(道路法第3条に規定する道路をいう。以下第6号において同じ。)の管理を行い、又は委託に基づき土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業のうち、地方道路公社法施行令(昭和45年政令第202号。以下「施行令」という。)第3条で定めるものを行うこと。

(3) 第1号に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。

(4) 第1号に規定する道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他施行令第4条で定める施設の建設及び管理を行うこと。

(5) 前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

(6) 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

2 公社は、前項の業務の他、三重県知事の認可を受けて次の業務を行うことができる。

(1) 前項第1号の道路で高架のもの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施行令第5条で定める施設(以下「事務所」という。)を建設し及び管理すること。

(2) 委託に基づき、前項第1号の道路で高架のもの新設又は改築と一体として、建設することが適当であると認められる事務所等を建設し及び管理すること。

(3) 前項第2号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第19条 公社の業務の運営に関して必要な事項はこの定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 道路の整備に関する基本計画

(道路の整備に関する基本計画)

第20条 公社は、次の路線にかかる道路を新設し又は改築して料金を徴収する。

路 線 名	管 理 の 区 間
一般国道 42号 三重県道鳥羽松阪線	三重県伊勢市朝熊町字東橋から 三重県伊勢市朝熊町字飛具まで

第6章 基本財産額その他の資産及び会計

(基本財産の額)

第21条 公社の基本財産の額は9,000万円とする。

2 前項の基本財産の出資は三重県とする。

(事業年度)

第22条 公社の事業年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

(予算の作成)

第23条 公社は、毎事業年度、予算事業計画及び出資計画を作成し、当該事業年度の開始前に、三重県知事の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(決算)

第24条 公社は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

(財務諸表及び決算報告)

第25条 公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後2箇月以内に財務諸表を作成し、監事の監査を得て三重県知事に提出しなければならない。

2 公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに地方道路公社法施行規則(昭和45年建設省例題21号)第16条及び第17条で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務書表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第26条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

2 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第27条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他国土交通大臣が指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(3) その他国土交通省令で定める方法

第7章 雑 則

(運営に関する細則)

第28条 この道路公社の運営に関して必要な事項はこの定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、公社の設立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

2 公社の最初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、それぞれ任命権者が定める。

(最初の事業年度)

3 公社の最初の事業年度は、第17条の規定にかかわらず、公社の設立の日から昭和49年3月31日までとする。

(最初の事業年度の予算等)

4 公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、公社の設立後遅滞なく、三重県知事の承認を受けなければならない。

(料金徴収期間)

5 第20条に定める道路の料金徴収期間は、料金徴収開始の日から平成29年3月10日までとする。

附 則

この定款は、昭和48年7月19日から施行する。

附 則

この定款は、昭和48年10月29日から施行する。

附 則

この定款は、昭和49年10月8日から施行する。

附 則

この定款は、昭和50年3月29日から施行する。

附 則

この定款は、昭和51年2月13日から施行する。

附 則

この定款は、昭和51年6月22日から施行する。

附 則

この定款は、昭和52年3月24日から施行する。

附 則

この定款は、昭和53年3月20日から施行する。

附 則

この定款は、昭和53年3月31日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年2月8日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年6月14日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年8月21日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年9月5日から施行する。

附 則

この定款は、昭和55年11月17日から施行する。

附 則

この定款は、昭和56年7月24日から施行する。

附 則

この定款は、昭和57年3月30日から施行する。

附 則

この定款は、昭和57年6月16日から施行する。

附 則

この定款は、昭和58年3月27日から施行する。

附 則

この定款は、昭和59年8月6日から施行する。

附 則

この定款は、昭和60年8月14日から施行する。

附 則

この定款は、昭和61年7月21日から施行する。

附 則

この定款は、平成元年10月3日から施行する。

附 則

この定款は、平成2年6月7日から施行する。

附 則

この定款は、平成3年11月6日から施行する。

附 則

この定款は、平成4年3月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成4年8月31日から施行する。

附 則

この定款は、平成5年2月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成5年4月7日から施行する。

附 則

この定款は、平成5年9月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年3月19日から施行する。

附 則

この定款は、平成6年11月18日から施行する。

附 則

この定款は、平成8年7月5日から施行する。

附 則

この定款は、平成9年11月12日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年11月4日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年3月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年3月11日から施行する。